

第1,2回久慈川河川整備計画有識者会議における ご意見に対する関東地方整備局の考え方

令和2年3月27日

国土交通省 関東地方整備局

第1回有識者会議でいただいたご意見

| 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 | 資料-1 原案 | |
|----|---|---|---------|----|
| | | | ページ | 行 |
| 1 | ・地域の実情や30年後の地域の人口の状況を想定して、何が最適か考慮し、対策を検討する必要がある。 | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「3.2計画対象期間」に、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直す旨記載しています。 | 24 | 11 |
| 2 | ・今次出水のように、整備計画目標流量を超過する現象は発生しうる。計画論としてどこまで目標として行うべきか。 | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に、洪水に対しては、多重防御治水を推進することにより、基準地点山方において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水(令和元年東日本台風)が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図る旨記載しています。 | 26 | 5 |
| 3 | ・上流で破堤した氾濫水が堤内地側から越水して破堤箇所について堤防をどのように守るかが大事である。 | 【第3回那珂川・久慈川堤防調査委員会 1.2本復旧の実施方針(案)】において、堤内地側からの越水箇所について下記のとおり本復旧案を示しております。 ・堤防決壊箇所については、新たに盛土した堤防の堤体保護のため、川表法覆工を実施 ・施設能力を上回る洪水に対して、越水した場合に決壊までの時間を引延ばす危機管理型ハード対策(堤防天端の舗装、川面法尻補強)を必要に応じて実施する。 | | |

| 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 | 資料-1 原案 | |
|----|---------------------------------------|---|---------|---|
| | | | ページ | 行 |
| 1 | ・多重防御を説明する文言をいれてほしい | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案) 「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に、地域及び各関係機関等が連携した遊水・貯留機能の確保・向上や、浸水が見込まれる区域における土地利用・住まい方などを組み合わせる旨記載しています。 | 26 | 5 |
| 2 | ・住民や自治体と協力した治水であることについて記載してほしい | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案) 「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に、洪水に対しては、多重防御治水を推進することにより、基準地点山方において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水(令和元年東日本台風)が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図る。また、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合を想定し、避難確保ハード対策や、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進などのソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進する旨記載しています。 | 26 | 5 |
| 3 | ・令和元年10月洪水において、堅磐地区における河道掘削の効果を示してほしい | ・堅磐地区における河道掘削により、掘削箇所において令和元年10月洪水では、約0.7mの水位低減効果があったものと推定しています。 | | |

第2回有識者会議でいただいたご意見

久慈川

| 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 | 資料-1 原案 | |
|----|---------------------------------------|---|---------|----|
| | | | ページ | 行 |
| 4 | ・河道掘削が魚等への影響を検討しながら進めてほしい | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案) 「5.1.1(2)河道掘削」に、河道掘削等の実施に当たっては、アユ・サケ等の多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全と創出に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて適切に行う旨記載しています。 | 31 | 5 |
| 5 | ・「合流部」という言葉を入れてほしい | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「5.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要」に、本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施する旨記載しています。 | 29 | 18 |
| 6 | ・令和元年10月洪水において、上流の氾濫がどれくらいあったのか示してほしい | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」の図4-1 久慈川流量配分図のとおり、基準地点山方においては、約300m ³ /sとなります。 | | |
| 7 | ・福祉のネットワークや地域コミュニティーを含めた避難計画や施設整備が必要 | ・久慈川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案) 「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」にて、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えの共有や、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく旨記載しています。 | 45 | 5 |